

情報公開規則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第59条第2項の規定に基づき、本会が公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的な公開に必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 本会は、この規則の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 本規則第6条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規則の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の対象及び方法)

第4条 本会は、定款第59条第1項に規定の対象として、定款、役員名簿、事業計画書及び報告書、収支予算書及び決算書を、書類の事務所備え置き及び定款第4条の方法により情報を公開する。ただし、当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に基づく公益認定を受けた場合においては、情報公開の対象とする文書等を見直すものとする。

(書類の事務所備え置き)

第5条 本会は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(事務所備え置きの書類)

第6条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は定款、役員名簿、事業計画書及び報告書、収支予算書及び決算書とし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第7条 本会の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、事務局とする。

2 閲覧可能な日時等はホームページ等を通じて公開する。ただし、本会は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第8条 閲覧希望者から定款、役員名簿、事業計画書及び報告書、収支予算書及び決算書について閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

(1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。

(2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。

(3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第9条 本会は、定款第54条の規定のほか、広く一般の人々に対し電子公告等による情報公開を行うものとする。

(その他事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は理事会の決議で行う。

(管理)

第11条 本会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(規則の改廃等)

第12条 この規程の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年5月25日第1回理事会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則は、平成28年3月13日第12回理事会で改定し、平成28年4月1日から施行する。